# 解剖施設での解剖調査

- 調査を受諾すると総合調整医が判断した場合には、事務局より当番日担当の解剖施設、解剖担当者(病理、法医、臨床立会医)へ連絡。
- 事務局が,関係者(遺族,申請医療機関医師,解剖担当者)の集合場所,時間,ならびに遺体搬入の調整を行う.
- ・ 解剖施設へ関係者が集合.
- 事務局調整看護師及び解剖担当者より遺族, 依頼医療機関に対して当該制度の説明と解 剖承諾,情報開示承諾の確認.
- ・ 解剖担当者が依頼医療機関医師(原則として主治医)から患者の臨床経過を聴取.
- 調整看護師が遺族の意見を聴取.
- ・ これらの情報を踏まえて、解剖を実施(解 剖内容は、ほぼ通常の病理解剖に準ずる).
- 解剖終了後,解剖担当者が遺族,依頼医療 機関双方に対して解剖結果の説明を行う.
- 事務局が遺体の搬送の調整を行い、搬送。

#### 解剖報告書作成から事例説明会まで

- 解剖担当者は、解剖結果報告書の作成(解 剖担当者間で協議の上、解剖後1,2ヶ月程 度での提出が目安)を行う
- ・ 評価委員会で検討,審査(1事例につき2 回程度の開催を予定,解剖担当者のうちー 人は参加)が行われる.
- 遺族、依頼医療機関に対する調査結果の説明会を開催(事例依頼より6ヶ月程度を予定),事例終了.

# 3. 【解剖施設,病理,法医,臨床立会医の当該制度への参加基準,手続き】

#### (1)解剖施設:

- 1. 施設基準は、感染対策を講じており、人員、解剖設備が整っている施設. 目安としては、日本病理学会認定施設など.
- 2. 遺族, 依頼医療機関関係者, 各々のための待合室, また, 解剖担当者が臨床経過検証のため画

像などが参照できる部屋を準備する必要がある.

当該制度への参加に際しては、解剖担当日、解 剖時間帯、施設利用料等の費用、解剖技師の協力 等について個別に取り決めを行う.

また、当該制度解剖時に生じた事故(解剖時の 傷害や感染)に対する補償についても配慮するこ とが必要(各関係者の出向元施設における就業中 と見なし、労災扱いにする等).

- (2)解剖担当者(病理,法医,臨床立会医):
- 1. 解剖担当者は、各科の経験豊富な専門医で構成する. 目安としては講師、医長レベル.
- 2. 個別事例において解剖を担当するにあたっては、制度の公正さを保証すべく、解剖担当者が依頼医療機関や主治医等と個人的な関わりがないことを条件とする.

各解剖担当者の報酬,労働条件等については, 各人の勤務先との間で個別に取り決めておく.

## ・病理医

当番日にあたっている解剖施設の病理医が担当 することを予定. 但し, 他施設から病理医が出向 する形式も可能.

### ・法医学者

法医学者が一般医療機関に勤務していることはないので、原則として他施設からの出向となる. 当番日を設定し、その日に解剖事例が発生した場合には担当の法医学者が解剖に立ち会う.

#### ・臨床立会医

解剖実施施設に勤務する,当該事例を専門とする臨床医.しかし,一般医療機関では必ずしも各科の専門医が揃っていないこともあるため,別途,各学会から推薦された臨床立会医候補者リストから依頼.

# 4. 【依頼事例の受諾】(例:モデル事業東京地域 での対応)

1. 事務局が依頼医療機関より事例調査の依頼を